

航空機登録申請への住民基本台帳ネットワーク

システムの利用について

～平成30年9月14日限りで、システムの利用を終了致しました～

これまで住民票の代わりとして、申請者の確認等を、「住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」と表記します。）」により行うことを可能としておりました。

この度、平成30年9月14日限りで、住基ネットの利用を終了致しましたので、今後の申請者の確認等については、住民票をご提出頂くこととなります。

航空機登録手続きにつきまして、引き続きご理解・ご協力のほど、どうぞよろしくお願い致します。

【お問い合わせ】

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

霞ヶ関合同庁舎第3号館 7F

国土交通省航空局総務課 航空機登録担当官

Tel.03-5253-8111(内線 48146)

Fax.03-5253-1656

(受付時間 9:30～12:00 13:30～17:00)